

株 主 各 位

大阪市中央区備後町1丁目4番9号

**シークス株式会社**

代表取締役会長 村 井 史 郎

## 第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、平成28年3月29日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月30日（水曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪市中央区安土町3丁目1番3号  
ヴィアーレ大阪 2階 クリスタルルーム
3. 目的事項  
報告事項 1. 第24期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件  
2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、当日の受付開始は午前9時を予定しております。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ホームページ（<http://www.siix.co.jp/>）において掲載することにより、お知らせいたします。
- ◎ 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。ご返信はご遠慮ください。

(添付書類)

# 事業報告

(自 平成27年1月1日)  
(至 平成27年12月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度の経済環境を顧みますと、米国では、雇用者数の増加や個人消費の増加等が見られ、景気の回復が継続しております。ユーロ圏では、輸出の持ち直しや個人消費の増加により、一部弱い動きながらも景気は緩やかに回復しております。一方アジアにおいて、中国では、成長の鈍化により景気が緩やかに減速しており、その他アジアでも景気に弱い動きが見られます。日本では、幾つかの指標で足踏み感もありますが、雇用情勢の改善等により個人消費は総じて底堅い動きとなっており、景気の回復基調は概ね維持されております。

このような状況下、当社の当連結会計年度の業績は、車載関連機器用部材等の出荷が好調に推移したことにより、売上高は2,350億3千5百万円と前連結会計年度に比べ252億7千9百万円の増加(12.1%増)となりました。利益面においては、売上高の増加等により、営業利益は89億1千3百万円と前連結会計年度に比べ26億7千9百万円の増加(43.0%増)となりました。また経常利益は90億2百万円と前連結会計年度に比べ25億4千2百万円の増加(39.3%増)となりました。当期純利益は67億1千7百万円と前連結会計年度に比べ25億8千6百万円の増加(62.6%増)となりました。

当連結会計年度のセグメントの状況は次のとおりであります。

なお、本文中の「セグメント利益」は、連結損益計算書の営業利益を基礎としております。

#### (電子(日本))

当セグメントでは、車載関連機器用部材や産業機器用部材等の出荷が好調に推移したことにより、売上高は750億2千7百万円となり、前連結会計年度に比べ84億5千9百万円の増加(12.7%増)となりました。利益面では、24億3千3百万円のセグメント利益となり、前連結会計年度に比べ2億5千8百万円の増加(11.9%増)となりました。

(電子(アジア))

当セグメントでは、車載関連機器用部材や通信機器用部材の出荷が増加したことにより、売上高は1,765億9千9百万円となり、前連結会計年度に比べ202億5千4百万円の増加(13.0%増)となりました。セグメント利益は60億6千8百万円と前連結会計年度に比べ12億9千4百万円の増加(27.1%増)となりました。

(電子(欧州))

当セグメントでは、車載関連機器用部材が堅調に推移したことにより、売上高は87億2千2百万円と前連結会計年度に比べて13億3千1百万円の増加(18.0%増)となりました。利益面では、製造子会社の業績改善等により、セグメント利益は2億1千5百万円となり、前連結会計年度に比べ1億2百万円の増加(90.1%増)となりました。

(電子(米州))

当セグメントでは、車載関連機器用部材の出荷が大幅に増加した結果、売上高は372億8千4百万円となり、前連結会計年度に比べ144億5千万円の増加(63.3%増)となりました。セグメント利益は16億3千1百万円となり、前連結会計年度に比べ9億4千2百万円の増加(136.7%増)となりました。

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は37億6千4百万円であります。

有形固定資産への投資額は36億1千9百万円で、その主なものは電子（米州）に属する海外販売拠点SIIX U. S. A. Corp. から非連結子会社であるSIIX EMS MEXICO S de RL de C. Vへ貸与する機械設備投資11億6千6百万円であります。無形固定資産への投資額は1億4千4百万円で、その主なものは当社における自社利用のソフトウェア投資等1億1千3百万円であります。

③ 資金調達の状況

平成27年7月13日に第1回無担保転換社債型新株予約権付社債60億円を発行、および公募による自己株式の処分を行い、38億1千7百万円を調達いたしました。平成27年8月12日に第三者割当による自己株式の処分を行い、6億4百万円を調達いたしました。

(2) 財産および損益の状況

区 分 \ 年 度	第21期 平成24年12月	第22期 平成25年12月	第23期 平成26年12月	第24期 平成27年12月 (当連結会計年度)
売 上 高(百万円)	190,692	207,009	209,755	235,035
経 常 利 益(百万円)	4,973	5,427	6,460	9,002
当 期 純 利 益(百万円)	3,076	3,321	4,131	6,717
1株当たり当期純利益	130円37銭	140円73銭	175円06銭	275円87銭
総 資 産(百万円)	74,703	89,204	103,429	109,957
純 資 産(百万円)	25,453	33,185	41,497	49,739

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。

### (3) 重要な子会社等の状況（平成27年12月31日現在）

#### ① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
SIIX (Shanghai) Co., Ltd.	千中国元 20,793	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd.	千中国元 179,750	91.82 %	電子回路・機器の製造
SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd.	千中国元 133,951	(100.00) %	電子回路・機器の製造
SIIX H. K. Ltd.	千香港ドル 4,000	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX TWN Co., Ltd.	千台湾ドル 5,000	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX Singapore Pte. Ltd.	千U.S.ドル 31,144	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX Bangkok Co., Ltd.	千バーツ 30,000	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX EMS (THAILAND) CO., LTD.	千バーツ 309,100	100.00 %	電子回路・機器の製造
SIIX Logistics Phils, Inc.	千U.S.ドル 8,315	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX EMS PHILIPPINES, INC.	千U.S.ドル 11,036	100.00 %	電子回路・機器の製造
SIIX REALTY HOLDINGS INC.	千フィリピンペソ 2,000	(40.03) %	製造子会社への土地貸与
PT SIIX Electronics Indonesia	千U.S.ドル 1,980	(100.00) %	電子回路・機器の製造
PT. SIIX EMS INDONESIA	千U.S.ドル 14,001	(100.00) %	電子回路・機器の製造
SIIX Europe GmbH	千ユーロ 1,022	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX EMS Slovakia s.r.o.	千ユーロ 3,634	100.00 %	電子回路・機器の製造
SIIX U. S. A. Corp.	千U.S.ドル 10,000	100.00 %	電子部品等の輸出入販売
SIIX Phils., Inc.	千フィリピンペソ 14,700	100.00 %	自動車部品、化成品等の販売
シークスエレクトロニクス株式会社	千円 290,000	100.00 %	電子回路・機器の製造、 技術開発および技術支援

(注) 議決権比率の( )内の数字は間接所有比率であり、SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd. はSIIX H. K. Ltd. が、PT SIIX Electronics IndonesiaおよびPT. SIIX EMS INDONESIA はSIIX Singapore Pte. Ltd. が、SIIX REALTY HOLDINGS INC. はSIIX Phils., Inc. がそれぞれ所有するものであります。

## ② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
KAWASAKI MOTORS (PHILS.) CORPORATION	千フィリピンペソ 101,430	20.06 %	オートバイの組立・販売

## ③ 企業結合の状況

当社の連結子会社は①に記載した18社、持分法適用会社は②に記載した1社となっております。なお、当連結会計年度の連結売上高は2,350億3千5百万円（前連結会計年度比12.1%増）、連結当期純利益は67億1千7百万円（前連結会計年度比62.6%増）であります。

## ④ 特定完全子会社の状況

当連結会計年度末日において特定完全子会社はありません。

## (4) 対処すべき課題

マクロ経済環境が一段と不透明感を増し、地政学的リスクが高まる中、企業はグローバルベースでの事業展開、事業の迅速な立上げ、投資リスク軽減等の観点から部材調達や製造のアウトソーシングに対するニーズが益々高まっております。当社は、このようなニーズに応えることによって事業を拡大していくために、以下の課題に取り組んでおります。

- ① 電子部品のグローバル調達力の強化および物流サービスの高度化
- ② 経済の「ブロック化」に対応する地域戦略の実践
- ③ 顧客動向に対応した拠点ネットワークの整備拡充
- ④ 拠点間での情報共有化とシナジー効果の追求
- ⑤ 製造技術力および生産効率の向上と製造系マネジメント人材の確保
- ⑥ 環境・省エネ、インフラ、医療関連等、新たなエレクトロニクス分野での新規事業の開拓
- ⑦ 資産効率の継続的改善

## (5) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

セグメントの名称	主要取扱品目
電 子(日 本) 電 子(ア ジ ア) 電 子(欧 州) 電 子(米 州)	下記分野における完成品・組立品・基板実装品・部品単体・キット等 通信機器（携帯電話用液晶モジュール等）、車載関連機器（カーオーディオ・メーター・フロントパネル・各種スイッチ・照明等）、情報機器（スキャナー・プリンター・パソコン・周辺機器等）、家庭電気機器（デジタル家電・エアコン・音響機器・健康器具等）、産業機器（エンジン点火装置・業務用AV機器等）、一般電子部品など
そ の 他	ワイヤーハーネス部材、オートバイ用部材、自動車部品、設備機械、印刷インキ、化成品、雑貨など

(6) 主要な販売拠点および生産拠点（平成27年12月31日現在）

国内販売拠点	当社本社（大阪府大阪市）、東京本社（東京都千代田区）、名古屋営業部（愛知県名古屋市）
国内生産拠点	シークスエレクトロニクス株式会社（神奈川県相模原市）
海外販売拠点	SIIX（Shanghai）Co., Ltd.（中国）、SIIX H.K. Ltd.（香港）、SIIX TWN Co., Ltd.（台湾）、SIIX Singapore Pte. Ltd.（シンガポール）、SIIX Bangkok Co., Ltd.（タイ）、SIIX Phils., Inc.（フィリピン）、SIIX Logistics Phils, Inc.（フィリピン）、SIIX Europe GmbH（ドイツ）、SIIX U.S.A. Corp.（アメリカ）
海外生産拠点	SIIX EMS（Shanghai）Co., Ltd.（中国）、SIIX EMS（DONG GUAN）Co., Ltd.（中国）、SIIX EMS（THAILAND）CO., LTD.（タイ）、SIIX EMS PHILIPPINES, INC.（フィリピン）、SIIX COXON PRECISION PHILS., INC.（フィリピン）、PT SIIX Electronics Indonesia（インドネシア）、PT. SIIX EMS INDONESIA（インドネシア）、SIIX EMS Slovakia s.r.o.（スロバキア）、SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V（メキシコ）

(7) 従業員の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
10,352名	807名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
149名	7名増	36.8歳	7.5年

(8) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	5,266
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,364
株式会社りそな銀行	2,037
株式会社みずほ銀行	1,618

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式の状況（平成27年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 25,200,000株（自己株式64,000株を含む。）
- ③ 株主数 5,517名（前期末比 64名増）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	所有株式数	持 株 比 率
	株	%
サカタインクス株式会社	5,406,000	21.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,984,400	7.89
CMBL S. A. RE MUTUAL FUNDS	1,633,200	6.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,610,800	6.41
有限会社フォーティ・シックス	1,100,000	4.38
株式会社りそな銀行	1,077,400	4.29
株式会社三井住友銀行	997,400	3.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	994,000	3.95
村 井 史 郎	700,000	2.78
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	541,448	2.15

（注）持株比率は、自己株式（64,000株）を控除して計算しております。



(2) 新株予約権等に関する事項（平成27年12月31日現在）

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
平成27年6月23日開催の取締役会決議にもとづき発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

決議年月日	平成27年6月23日
新株予約権の数(個)	6,000
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,491,424
新株予約権の行使時の払込金額(円)	無償
新株予約権の行使期間	平成27年8月3日から平成32年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格	当初 4,023円 (転換価額は一定の条件の下、修正または調整される。)
新株予約権付社債の残高	6,000百万円

### (3) 会社役員 の 状 況

#### ① 取締役および監査役の状況（平成27年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 執行役員	村 井 史 郎	
代表取締役社長 執行役員	桔 梗 芳 人	
取 締 役 執行役員	岡 田 雅 夫	東京第一営業部長兼東京第二営業部担当兼東京営業開発部担当兼資材統括部担当兼シークスエレクトロニクス株式会社 代表取締役社長兼インドネシア地域担当兼 PT. SIIIX EMS INDONESIA担当兼 PT. SIIIX Trading Indonesia担当
取 締 役	高 谷 晋 介	仰星監査法人 代表社員、理事長 フジ住宅株式会社 社外監査役
監 査 役 (常 勤)	東 尾 茂 郷	
監 査 役	富 山 浩 司	サカタインクス株式会社 常勤監査役
監 査 役	石 橋 正 紀	税理士法人石橋会計事務所 所長 西宮市包括外部監査人 株式会社京都銀行 社外監査役

- (注) 1. 取締役高谷晋介氏は社外取締役であります。
2. 監査役富山浩司氏および石橋正紀氏は社外監査役であります。
3. 当期中の取締役および監査役の異動
- (1) 平成27年3月27日開催の第23期定時株主総会において、新たに高谷晋介氏が取締役に、石橋正紀氏が監査役に選任され、就任いたしました。
- (2) 平成27年3月27日開催の第23期定時株主総会終結の時をもって、取締役近藤恒雄氏および水谷嘉弘氏、監査役高谷晋介氏が任期満了により、退任いたしました。
4. 監査役石橋正紀氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役高谷晋介氏および監査役石橋正紀氏は、株式会社東京証券取引所の定めにもとづき届け出た独立役員であります。
6. 当社では、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。執行役員は社外取締役を除く取締役3名および取締役に兼務していない執行役員15名、計18名で構成されております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および各社外監査役との間で、社外役員が職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失なくして会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合には、会社法第425条第1項に掲げる額の合計額を限度とし、これを超える部分については当社に対しては損害賠償責任を負わないとする旨の契約を締結しております。

### ③ 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 ( 1名)	165百万円 ( 7百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 ( 3名)	22百万円 ( 7百万円)
合 計	10名	187百万円

- (注) 1. 平成20年3月28日開催の株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額200百万円以内、監査役の報酬限度額は、年額50百万円以内であります。なお、取締役の報酬限度額には使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まれておりません。
2. 上記の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含まれておりません。
3. 期末現在の人員は、取締役4名、監査役3名であります。支給人員と期末人員数が相違しているのは、支給人員数に期中に退任した取締役および監査役が含まれているためであります。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役高谷晋介氏は、仰星監査法人の代表社員、理事長およびフジ住宅株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役富山浩司氏は、その他の関係会社であるサカタインクス株式会社の監査役を兼務しております。

社外監査役石橋正紀氏は、税理士法人石橋会計事務所の所長および西宮市包括外部監査人および株式会社京都銀行の社外監査役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

#### ② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	高 谷 晋 介	昨年3月に就任後の取締役会には、13回中13回出席し審議等に関して必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	富 山 浩 司	当事業年度の取締役会には、16回中16回出席し、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。 また、当事業年度の監査役会には、18回中18回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	石 橋 正 紀	昨年3月に就任後の取締役会には、13回中13回出席し、審議等に関して必要な発言を適宜行っております。 また、昨年3月に就任後の監査役会には、12回中12回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## (5) 会計監査人の状況

### ① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### ② 会計監査人の報酬等の額

1. 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額

46百万円

2. 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

48百万円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」にもとづく監査と「金融商品取引法」にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記1.については合計額を記載しております。

なお、当社の子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

### ③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「監査人から引受事務幹事会社への書簡」の作成を委託し、対価を支払っております。

### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意にもとづき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

取締役会は、会計監査人の適格性または独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会の決定を得て、会

計監査人の解任または不再任を目的とする議題を株主総会に提出いたします。

上記のほか、監査役会は、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議題とすることを取締役会に請求いたしません。

## (6) 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は平成27年4月24日開催の取締役会において会社法第362条および会社法施行規則第100条にもとづき、業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決議しており、その内容は以下のとおりであります。

### 【内部統制システムについて】

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  1. 当社グループ（当社並びに当社の子会社から成る企業集団をいう）の経営理念 “SIIX Principles” の下、「シークスグループ行動規範」を定め、当社グループのすべての役員・従業員がとるべきコンプライアンス実践の基準・規範とする。
  2. 当社グループのコンプライアンス活動の指針と枠組みを明らかにするため「シークスグループ コンプライアンス規程」を定め、この規程に基づいて、コンプライアンス委員会（社長を委員長とし執行役員を委員とする）を設置する。コンプライアンス委員会は、経営企画部が事務局を担当し、調査・啓蒙・改善指示等を通してグループ全体のコンプライアンス活動を支援する。
  3. 当社監査室は、定期的に、当社の各部門・各子会社のコンプライアンスの状況を監査する。
  4. コンプライアンスの実効性を高めるため「シークスグループ 内部通報者保護規程」を定め、この規程に基づき、当社グループの使用人等からの通報窓口を当社に設置するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制
  1. 「取締役会規程」に基づき取締役会の議事録を、また、「伺書手続規程」に基づき「伺書」（当社の稟議書様式）と決裁プロセスの記録を文書または電磁的方法により適切に保存・管理する。
  2. 取締役等の職務執行に関する情報は、法令に基づくものに加え、「文書取扱規程」「情報セキュリティ規程」等の諸規程や関連マニュアル等に従い、適切な保存及び管理を行う。

3. 文書・情報は取締役、監査役及び会計監査人による閲覧がいつでも可能な状態で保存・管理する。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1. 「シークスグループ リスク管理規程」を定め、当社グループのリスク管理の基本方針及びリスク管理体制を明らかにする。
  2. 「伺書手続規程」において、当社の各部門が業務遂行するに際して事前承認申請または事前報告を求めるべき重要事項を明らかにする。また、「関係会社管理規程」において、子会社が当社に対して事前承認申請または事前報告を求めるべき重要事項を明らかにする。
  3. 上記の「伺書手続規程」及び「関係会社管理規程」に定める要承認事項及び「経営委員会規程」に定める経営委員会要付議事項については、それぞれの規程に基づきリスク評価を含めて慎重に審議・決裁する。
  4. 「シークスグループ 危機管理規程」に基づき、当社並びに各子会社はそれぞれの「危機対応マニュアル」または「事業継続計画」を定め、危機発生時の体制や情報伝達方法を定めるとともに危機の早期収拾・損害の拡大防止を図る。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
1. 当社は、執行役員制度を導入し、取締役会は経営の意思決定及び業務執行の監督に集中し、執行役員は取締役会の経営方針に基づき業務を分担して執行する体制とする。
  2. 当社は、将来の事業環境を踏まえた当社グループの中期経営計画を策定し、当社の各部門及び各子会社の事業年度毎の予算を立案してその目標達成に向け諸戦略を立案・実行する。
  3. 当社は、毎月、現法役員会を開催し、当社執行役員と各子会社との間で予算の進捗状況や経営状況の確認及び案件協議等を行う。
  4. 代表取締役による効率的な意思決定を行うため、重要案件については経営委員会において事前審議を行う。
- ⑤ 子会社の取締役の職務の遂行に係る事項の当社への報告に関する体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
1. 子会社の取締役は当社の「関係会社管理規程」において定められている当社への承認申請事項及び報告事項について、これらの申請・報告手続きを適切かつ確実に実施し、当社の決裁と指示に従ってその業務を遂行する。
  2. 当社グループの事業領域又は地域毎に執行役員を責任者として配置し、執行役員が職務を分担して執行する。

3. 上記の執行役員と当社取締役等で構成する執行役員会議を定期的に開催し、地域を跨ぐ諸問題の協議及び情報の共有化を行う。
  4. 当社と各子会社との間で毎月現法役員会を開催し、各子会社の取締役は予算の進捗状況や経営状況についての報告を当社執行役員に対して行う。
  5. 当社の監査室は各子会社の業務の遂行状況を定期的に監査する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役会がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合は監査役補助者を設置する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
1. 監査役職務を補助する使用人の人事異動、評価等については、監査役会の同意を得る。
  2. 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、当該他部署の業務が監査役に係る業務を妨げないこととする。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
1. 当社及び子会社の取締役及び使用人は当社の監査役及び監査役会の要請に応じて報告、情報の提供を行い、書類の閲覧に応じる。
  2. 当社及び子会社の取締役及び使用人は当社グループの事業運営における重要事項について適時に当社の監査役に報告する。
  3. 監査役は、取締役会、経営委員会等、重要な会議に出席する。また、監査役は全ての「伺書」の決裁過程において伺書内容をチェックする。
  4. 当社の監査室は、当社各部門及び子会社の業務の遂行状況について行った内部監査の結果を監査役に報告する。
- ⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役への報告を行った当社または各子会社の取締役または使用人に対し、当該報告をしたことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑩ 監査役職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に関する事項
- 監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いや償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の遂行に必要でないとい認められる場合を除いて速やかに当該費用または債務を処理する。



- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  1. 代表取締役は、監査役と経営上の課題について、随時意見の交換を行う。
  2. 監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。
  3. 監査役は、会計監査人と適時に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに会計監査人に報告を求める。
- ⑫ その他（財務報告の信頼性を確保するための体制）

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、毎期、「内部統制評価計画書」を策定し、取締役会がこれを承認する。承認された「内部統制評価計画書」に基づき、当社グループの全社統制及び業務統制等の整備、運用、評価を行うこととする。

#### 【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制の整備状況について】

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方  
当社及び子会社は市民社会の秩序や安全に対して脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、社内体制を整備し、組織全体で対応する。
- ② 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況
  1. 「シークスグループ行動規範」において、シークスグループのすべての役員・従業員に、「反社会的勢力・団体に対する毅然たる姿勢」を示すことを求め、「反社会的勢力や団体と取引関係その他いかなる関係をも持たない」旨を明確に定める。
  2. 上記趣旨の運用に関する徹底のため「反社会的勢力排除に関する規程」を策定し、社内に周知する。
  3. 社内体制としては、統括部門を総務部とし、ここで情報を一元管理する。また、総務部長を「不当要求防止責任者」として選任し、実際の対応を行うとともに、日頃から外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
  4. 総務部は、適宜、従業員に対して注意喚起のための情報伝達を行うとともに、社内研修等の機会において反社会的勢力排除に関する啓発を行う。

#### (7) 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社グループでは、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針にもとづき、以下の取組みを行っております。

- ① コンプライアンスの徹底や監査役の経営監視機能強化の観点から毎月の現法役員会や半年ごとの全社会議において、取締役、監査役および全ての従業員が重要な経営リスクについて情報を共有化し、協議するサイクルの中で全社統制の維持、向上を図っております。

② 監査役の監査が実効的に行われることを確保する為下記を行っております。

1. 代表取締役は、監査役と経営上の課題について、随時意見交換をしております。
2. 監査役は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求めています。なお、監査室は海外子会社を含むグループ各社の監査を実施し、その結果を代表取締役ならびに監査役に報告しております。
3. 監査役は、会計監査人と適時に会合を持ち、意見および情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。

#### (8) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主各位に対し継続的かつ安定的に利益配分を実施することを基本としつつ、あわせて将来の事業展開と経営基盤強化のための内部留保の充実等も勘案し配当金額を決定する方針をとっております。

# 連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	84,759	流 動 負 債	47,166
現金及び預金	12,510	買 掛 金	32,198
受取手形及び売掛金	43,847	短 期 借 入 金	9,141
商 品 及 び 製 品	18,771	未 払 費 用	2,122
仕 掛 品	1,231	未 払 法 人 税 等	887
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	5,990	繰 延 税 金 負 債	—
繰 延 税 金 資 産	335	そ の 他	2,817
そ の 他	2,536	固 定 負 債	13,050
貸 倒 引 当 金	△463	新 株 予 約 権 付 社 債	6,000
固 定 資 産	25,197	長 期 借 入 金	3,245
有 形 固 定 資 産	16,444	退 職 給 付 に 係 る 負 債	470
建 物 及 び 構 築 物	6,387	繰 延 税 金 負 債	3,087
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	6,466	そ の 他	247
工 具 、 器 具 及 び 備 品	816	負 債 合 計	60,217
土 地	2,576	( 純 資 産 の 部 )	
建 設 仮 勘 定	196	株 主 資 本	43,269
無 形 固 定 資 産	491	資 本 金	2,144
ソ フ ト ウ ェ ア	410	資 本 剰 余 金	5,624
そ の 他	80	利 益 剰 余 金	35,528
投 資 そ の 他 の 資 産	8,261	自 己 株 式	△27
投 資 有 価 証 券	3,151	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	6,316
出 資 金	2,333	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	610
長 期 貸 付 金	64	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4
退 職 給 付 に 係 る 資 産	164	為 替 換 算 調 整 勘 定	5,916
繰 延 税 金 資 産	772	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△215
そ の 他	2,234	少 数 株 主 持 分	154
貸 倒 引 当 金	△459	純 資 産 合 計	49,739
資 産 合 計	109,957	負 債 ・ 純 資 産 合 計	109,957

# 連結損益計算書

(自 平成27年1月1日  
至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		235,035
売 上 原 価		215,319
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>19,715</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,802
<b>営 業 利 益</b>		<b>8,913</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	40	
受 取 配 当 金	54	
不 動 産 賃 貸 料	115	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	66	
物 品 売 却 収 入	122	
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	138	
そ の 他	274	812
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	150	
為 替 差 損	370	
そ の 他	202	723
<b>経 常 利 益</b>		<b>9,002</b>
特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	—	—
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>9,002</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,436	
法 人 税 等 調 整 額	△127	2,309
<b>少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>6,693</b>
少 数 株 主 利 益		△24
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>6,717</b>

# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年1月1日)  
(至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年1月1日期首残高	2,144	1,853	29,638	△677	32,958
会計方針の変更による累積的影響額			21		21
会計方針の変更を反映した平成27年1月1日期首残高	2,144	1,853	29,660	△677	32,979
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△849		△849
当 期 純 利 益			6,717		6,717
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
自 己 株 式 の 処 分		3,771		650	4,422
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	3,771	5,867	650	10,290
平成27年12月31日期末残高	2,144	5,624	35,528	△27	43,269

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					少数株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係る調整 累 計 額	その他の 包括利益 累 計 額 合 計		
平成27年1月1日期首残高	658	△1	7,898	△203	8,352	187	41,497
会計方針の変更による累積的影響額					—		21
会計方針の変更を反映した平成27年1月1日期首残高	658	△1	7,898	△203	8,352	187	41,519
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当					—		△849
当 期 純 利 益					—		6,717
自 己 株 式 の 取 得					—		△0
自 己 株 式 の 処 分					—		4,422
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△48	6	△1,981	△12	△2,036	△32	△2,069
連結会計年度中の変動額合計	△48	6	△1,981	△12	△2,036	△32	8,220
平成27年12月31日期末残高	610	4	5,916	△215	6,316	154	49,739

## 連結注記表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数……………18社

SIIX (Shanghai) Co., Ltd.、SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd.、  
SIIX EMS (DONG GUAN) Co., Ltd.、SIIX H.K. Ltd.、  
SIIX TWN Co., Ltd.、SIIX Singapore Pte. Ltd.、  
SIIX Bangkok Co., Ltd.、SIIX EMS (THAILAND) CO., LTD.、  
SIIX Logistics Phils, Inc.、SIIX EMS PHILIPPINES, INC.、  
SIIX REALTY HOLDINGS INC.、PT SIIX Electronics Indonesia、  
PT. SIIX EMS INDONESIA、SIIX Europe GmbH、SIIX EMS Slovakia s.r.o.、  
SIIX U.S.A. Corp.、SIIX Phils., Inc.、  
シークスエレクトロニクス株式会社

##### (2) 非連結子会社の数……………6社

SIIX (Dongguan) Co., Ltd.、SIIX COXON PRECISION PHILS., INC.、  
PT. SIIX Trading Indonesia、SIIX MEXICO, S.A DE C.V.、  
SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V.、SIIX do Brasil Ltda.

非連結子会社6社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した関連会社の数……………1社

KAWASAKI MOTORS (PHILS.) CORPORATION

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社の数……………6社

SIIX (Dongguan) Co., Ltd.、SIIX COXON PRECISION PHILS., INC.、  
PT. SIIX Trading Indonesia、SIIX MEXICO, S.A DE C.V.、  
SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V.、SIIX do Brasil Ltda.

##### (3) 持分法を適用しない関連会社の数……………10社

Bando SIIX Ltd.、Delsa Chemicals and Multi-Products, Inc.、  
PFU Technology Singapore Pte. Ltd.、  
Takaya SIIX Electronics (Shanghai) Co., Ltd.、  
Guandong Midea-SIIX Electronics Co., Ltd.、  
SIIX-AGT MEDTECH PTE. LTD.、 他4社

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社は、それぞれ連結純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……主として期末日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……主として移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準および評価方法……時価法

③ たな卸資産

当社および国内連結子会社……移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

在外連結子会社……主として移動平均法による低価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社……定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。

在外連結子会社……定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

当社および国内連結子会社……定額法によっております。

ただし、自社利用目的のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法によっております。

在外連結子会社……定額法によっております。

③ リース資産……・所有権移転ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

当社および国内連結子会社では売掛金、貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社では、主として個別に算定した取立不能見込額を計上しております。

### (4) 重要なヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約および通貨スワップについては、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引および金利スワップ取引

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引および借入金

#### ③ ヘッジ方針

為替予約取引、通貨オプション取引および通貨スワップ取引については為替相場の変動によるリスクを回避するため、実需原則にもとづき行うこととしております。また、金利スワップ取引については、金利上昇リスクを回避するため、ヘッジを目的とした取引を行うこととしております。

#### ④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップおよび特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価の判定を省略しております。

### (5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

#### ① 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額にもとづき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により発生年度から費用処理しております。



数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により発生の上連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

- ② 消費税等の会計処理方法  
税抜方式によっております。

## 5. 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数にもとづく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が42百万円増加し、退職給付に係る負債が10百万円増加するとともに、利益剰余金が21百万円増加しております。

なお、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 24,690百万円
2. 保証債務  
非連結子会社の金融機関からの借入に対して次のとおり保証をしております。  
SIIX EMS MEXICO S de RL de C.V 112百万円
3. 記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式(株)	25,200,000	—	—	25,200,000

### 2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年3月27日 定時株主総会	普通株式	424百万円	18円00銭	平成26年12月31日	平成27年3月30日
平成27年8月10日 取締役会	普通株式	424百万円	18円00銭	平成27年6月30日	平成27年9月2日

### 3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度後となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成28年3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	603百万円	24円00銭	平成27年12月31日	平成28年3月31日

### 4. 記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主として銀行等金融機関からの借入によって行っております。

受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクについては、売掛金滞留資料等で取引先ごとの期日管理および残高管理を行うことでリスク軽減をはかっております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。一部の外貨建借入金の為替変動リスクに対しては通貨スワップ取引を利用してヘッジしております。また、一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を行っております。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(*)	時 価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	12,510	12,510	—
(2) 受取手形及び売掛金	43,847	43,847	—
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	1,497	1,497	—
(4) 買掛金	(32,198)	(32,198)	—
(5) 短期借入金	(6,906)	(6,906)	—
(6) 転換社債型新株予約権付社債	(6,000)	(6,507)	△507
(7) 長期借入金	(5,480)	(5,446)	33
(8) デリバティブ取引	(1)	(1)	—

- (\*) 1. 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。  
 2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合については、( ) で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、ならびに(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 買掛金、および(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、(5) 短期借入金の連結貸借対照表計上額は、返済期限が1年以内の長期借入金(2,234百万円)を除いて表示しております。

(6) 転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価については、取引所の価格にもとづいております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理対象とされており(下記(8)デリバティブ取引参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金の連結貸借対照表計上額は、返済期限が1年以内の長期借入金の額を含めて表示しており、時価を算定しております。

(8) デリバティブ取引

通貨スワップの振当処理および金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。また、その他に当社グループは当連結会計年度において、先物為替予約のデリバティブ取引を行っております。為替予約の振当処理を行っているものを除き、契約額等と時価等の差額については当連結会計年度において時価評価を行い、その結果計上したデリバティブ債務の金額は1百万円であります。時価の算定方法は先物相場もしくは取引金融機関または取引所から提示された価格によっており、1年を超える契約の取引はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式(連結貸借対照表計上額219百万円)および関係会社株式(連結貸借対照表計上額1,435百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

## 賃貸等不動産に関する注記

### 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、賃貸用のオフィスビル等(土地を含む。)を有しております。平成27年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は25百万円(主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)であります。

### 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:百万円)

連結貸借対照表計上額	時 価
645	1,377

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、以下によっております。

- (1) 国内の不動産については、主として「不動産鑑定評価基準」にもとづいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。
- (2) 海外の不動産については、主として現地の鑑定人による鑑定評価額であります。

## 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,972円70銭
1株当たり当期純利益	275円87銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	267円67銭

# 貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	23,240	流 動 負 債	16,300
現金及び預金	3,238	買掛金	11,225
受取手形	1,120	短期借入金	2,050
売掛金	16,227	1年内返済予定の長期借入金	1,910
商品	1,762	未払法人税等	169
前渡金	1	未払金	118
前払費用	32	未払費用	647
未収入金	1,254	前受金	60
繰延税金資産	37	預り金	118
その他	24	その他	—
貸倒引当金	△460	固 定 負 債	8,420
固 定 資 産	16,164	新株予約権付社債	6,000
有形固定資産	2,412	長期借入金	2,197
建物	1,094	長期未払金	115
工具、器具及び備品	50	繰延税金負債	95
土地	1,255	その他	13
建設仮勘定	10	負 債 合 計	24,721
その他	1	( 純 資 産 の 部 )	
無形固定資産	155	株 主 資 本	14,436
ソフトウェア	110	資 本 金	2,144
ソフトウェア仮勘定	40	資 本 剰 余 金	5,624
その他	4	資本準備金	1,853
投資その他の資産	13,595	その他資本剰余金	3,771
投資有価証券	1,039	利 益 剰 余 金	6,694
関係会社株式	8,475	利益準備金	34
出資金	38	その他利益剰余金	6,660
関係会社出資金	2,817	別途積立金	1,700
長期貸付金	1,077	繰越利益剰余金	4,960
長期前払費用	5	自 己 株 式	△27
前払年金費用	173	評 価 ・ 換 算 差 額 等	246
差入保証金	8	その他有価証券評価差額金	242
その他	112	繰延ヘッジ損益	4
貸倒引当金	△153	純 資 産 合 計	14,683
資 産 合 計	39,404	負 債 ・ 純 資 産 合 計	39,404

# 損益計算書

(自 平成27年1月1日  
至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		86,187
売 上 原 価		82,687
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>3,499</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,697
<b>営 業 利 益</b>		<b>801</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,477	
雑 収 入	40	1,517
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	41	
支 払 手 数 料	4	
為 替 差 損	16	
外 国 源 泉 税	92	
雑 損 失	45	200
<b>経 常 利 益</b>		<b>2,118</b>
特 別 利 益	—	—
特 別 損 失	—	—
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>2,118</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	306	
法 人 税 等 調 整 額	36	343
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>1,774</b>

# 株主資本等変動計算書

(自 平成27年1月1日)  
(至 平成27年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 上 積 立 金	繰 上 利 剰 余 金
平成27年1月1日期首残高	2,144	1,853	—	1,853	34	1,700	4,013	5,747
会計方針の変更による累積的影響額				—			21	21
会計方針の変更を反映した平成27年1月1日期首残高	2,144	1,853	—	1,853	34	1,700	4,035	5,769
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				—			△849	△849
当期純利益				—			1,774	1,774
自己株式の取得				—				—
自己株式の処分			3,771	3,771				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	3,771	3,771	—	—	925	925
平成27年12月31日期末残高	2,144	1,853	3,771	5,624	34	1,700	4,960	6,694

(単位：百万円)

	株 主 資 本			評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成27年1月1日期首残高	△677	9,066	356	△1	355	9,422	
会計方針の変更による累積的影響額		21			—	21	
会計方針の変更を反映した平成27年1月1日期首残高	△677	9,088	356	△1	355	9,443	
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△849			—	△849	
当期純利益		1,774			—	1,774	
自己株式の取得	△0	△0			—	△0	
自己株式の処分	650	4,422			—	4,422	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△114	6	△108	△108	
事業年度中の変動額合計	650	5,347	△114	6	△108	5,239	
平成27年12月31日期末残高	△27	14,436	242	4	246	14,683	



## 個別注記表

### 重要な会計方針

1. 資産の評価基準および評価方法
  - (1) 有価証券の評価基準および評価方法  
子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法  
その他有価証券  
時価のあるもの……………期末日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）  
時価のないもの……………移動平均法による原価法
  - (2) デリバティブの評価基準および評価方法…時価法
  - (3) たな卸資産の評価基準および評価方法……移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
2. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産……………定率法によっております。  
（リース資産を除く）ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
  - (2) 無形固定資産……………定額法によっております。  
（リース資産を除く）ただし、自社利用目的のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法によっております。
  - (3) リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金……………売掛金、貸付金等の債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額にもとづき計上しております。なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生年度から費用処理しております。また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生翌事業年度から費用処理しております。

#### 4. ヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約および通貨スワップについては、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約取引、通貨オプション取引、通貨スワップ取引および金利スワップ取引

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引および借入金

##### (3) ヘッジ方針

為替予約取引、通貨オプション取引および通貨スワップ取引については為替相場の変動によるリスクを回避するため、実需原則にもとづき行うこととしております。また、金利スワップ取引については、金利上昇リスクを回避するため、ヘッジを目的とした取引を行うこととしております。

##### (4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップおよび特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価の判定を省略しております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理方法とは異なっております。

##### (2) 消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

## 6. 会計方針の変更

### 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数にもとづく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が42百万円増加し、退職給付引当金が10百万円増加するとともに、繰越利益剰余金が21百万円増加しております。

なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 674百万円
2. 保証債務  
子会社の金融機関からの借入に対して次のとおり保証をしております。  
SIIX EMS PHILIPPINES, INC. 936百万円  
SIIX U. S. A. Corp. 458百万円  
SIIX EMS (Shanghai) Co., Ltd. 103百万円  
子会社のリース会社との取引に係るリース債務に対して次のとおり保証をしております。  
シークスエレクトロニクス株式会社 106百万円
3. 関係会社に対する金銭債権・債務  
短期金銭債権 6,833百万円  
長期金銭債権 1,077百万円  
短期金銭債務 2,780百万円
4. 期末日満期手形は、手形交換日をもって決済処理しております。従って、当期末日は金融機関の休日のため、次のとおり期末日の満期手形が期末残高に含まれております。  
受取手形 153百万円
5. 記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

## 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高  
営業取引の取引高  
売上高 29,674百万円  
仕入高 23,941百万円  
営業取引以外の取引高 1,482百万円
2. 記載金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	1,600,452	48	1,536,500	64,000

(変動事由の概要)

増減の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる自己株式の増加 48株

公募による自己株式の処分による自己株式の減少 1,326,500株

第三者割当による自己株式の処分による自己株式の減少 210,000株

## 税効果会計に関する注記

### 1. 繰延税金資産および負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

投資有価証券評価損	51百万円
たな卸資産評価減	18百万円
貸倒引当金	192百万円
関係会社出資金評価損	1,698百万円
減損損失	158百万円
その他	84百万円

繰延税金資産小計 2,203百万円

評価性引当額  $\Delta$ 2,096百万円

繰延税金資産合計 107百万円

#### (繰延税金負債)

退職給付引当金	$\Delta$ 56百万円
その他有価証券評価差額金	$\Delta$ 106百万円
繰延ヘッジ損益	$\Delta$ 2百万円

繰延税金負債合計  $\Delta$ 165百万円

繰延税金資産の純額  $\Delta$ 57百万円

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成29年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.2%となります。

当該変更による当事業年度に与える影響は軽微であります。

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属 性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科 目	期末残高(注4)
子会社	シークス エレクトロニクス 株式会社	所有 直接 100.00%	資金の援助	資金の貸付 (注1) 利息の受取 (注1)	10	長期貸付金 その他 流動資産	1,020 0
	SIIX (Shanghai) Co., Ltd.	所有 直接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の販売 (注2)	3,500	売掛金	871
	SIIX H. K. Ltd.	所有 直接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の販売 (注2) 商品の仕入 (注2)	8,220 3,356	売掛金 買掛金	2,071 471
	SIIX Singapore Pte. Ltd.	所有 直接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の仕入 (注2) 増資の引受 (注3)	3,373 3,636	買掛金	484
	SIIX Bangkok Co., Ltd.	所有 直接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の販売 (注2)	3,329	売掛金	462
	SIIX Logistics Phils, Inc.	所有 直接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の販売 (注2)	3,825	売掛金	825
	SIIX EMS PHILIPPINES, INC.	所有 直接 100.00%	資金の援助	債務保証	936		
	PT. SIIX EMS INDONESIA	所有 間接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の販売 (注2) 商品の仕入 (注2)	3,142 4,199	売掛金 買掛金	779 739
	SIIX EMS Slovakia s. r. o.	所有 直接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の販売 (注2)	790	売掛金	524
	SIIX U. S. A. Corp.	所有 直接 100.00%	商品の 販売・仕入	商品の仕入 (注2) 債務保証	6,297 458	買掛金	444

#### 取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) シークスエレクトロニクス株式会社に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間5年、一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

(注2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、交渉の結果決定しております。

(注3) 増資の引受については、当該子会社が実施した増資を当社が全額引き受けたものであります。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。課税取引に係る期末残高には消費税等を含めております。

#### 1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	584円15銭
1株当たり当期純利益	72円89銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	70円72銭



独立監査人の監査報告書

平成28年2月9日

シークス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松山和弘 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 黒川智哉 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シークス株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シークス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年2月9日

シークス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松山和弘 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 黒川智哉 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シークス株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月12日

シークス株式会社 監査役会

常勤監査役	東 尾 茂 郷 ㊟
社外監査役	富 山 浩 司 ㊟
社外監査役	石 橋 正 紀 ㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

##### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、株主の皆様への継続的かつ安定的な利益配分を基本としつつ、あわせて今後の事業展開と経営基盤強化のための内部留保ならびに当期の業績を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金24円といたしたいと存じます

(配当総額 603,264,000円)。

これにより、昨年9月にお支払いした1株につき18円の間配当金と合わせまして、年間配当金は1株につき42円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年3月31日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

平成27年5月1日施行の改正会社法第427条第1項にもとづき非業務執行取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することを可能とすべく、現行定款第27条につきまして変更を行うものであります。なお、非業務執行取締役との責任限定契約に関する規定の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております)

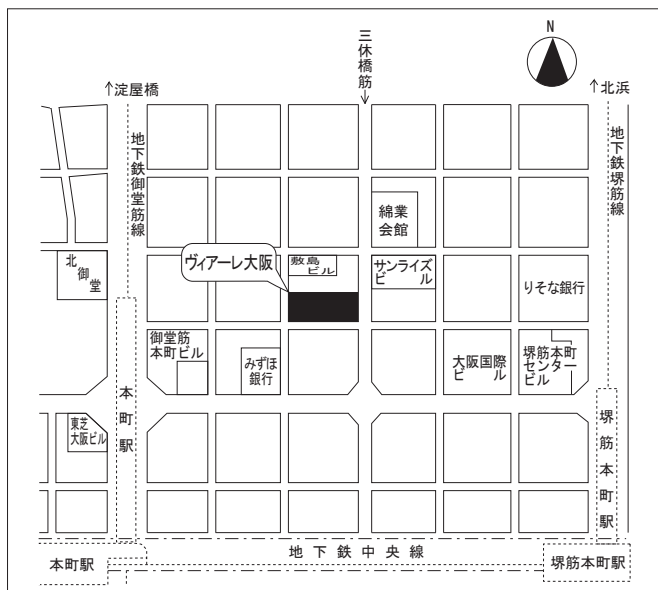
現行定款	変更案
第6章 取締役および監査役の責任免除 (損害賠償責任の一部免除)	第6章 取締役および監査役の責任免除 (損害賠償責任の一部免除)
第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>任務を怠ったことによる</u> 取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>同法第423条第1項の</u> 取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の当会社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
②当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役および社外監査役</u> との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、あらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。	②当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> および監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、あらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。

以上



# 株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区安土町3丁目1番3号  
ヴィアーレ大阪 2階  
クリスタルルーム



- ◎ 地下鉄御堂筋線 本町駅①または③号出口  
東へ徒歩3分
- ◎ 地下鉄堺筋線 堺筋本町駅⑯号出口  
西へ徒歩5分
- ◎ 車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。
- ◎ 総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、  
あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。